

前回の議論の中で御要請のあった資料

平成 22 年 8 月

農林水産省

目 次

1	棚上備蓄の財政負担について	
	（棚上備蓄により主食用として買った米穀を1/10の価格で飼料用に販売するのか）	1
2	飼料米の生産・需要状況について	2
3	政府所有米穀（国内産）の産地銘柄一覧(22年6月末)	3
4	これまでの回転備蓄運営が計画どおり行えなかったことの検証	4
5	過剰米対策に関する、これまでの考え方と	
	戸別所得補償モデル対策での考え方の比較	6
6	世界の穀物の需給について	7
7	A S E A N + 3 緊急米備蓄（A P T E R R）について	8

1 棚上備蓄の財政負担について(棚上備蓄により主食用として買った米穀を1/10の価格で飼料用に販売するのか)

- これまでの回転備蓄は、本来の目的である不足時における国民への米穀の安定供給のほかに、需給緩和時の価格維持や需給調整（余剰米隔離）といった運営を行ってきたことにより、「コメを作っていれば最後は政府が面倒を見てくれる」という生産者への誤ったメッセージや、「コメが余ってもいずれは国が何とかしてくれる」との市場の過度の期待といった弊害が発生。

また、以上のような本来の目的とは異なる形での備蓄運営コストを納税者が負担してきたことへの反発も強い。

- このことから、本来の備蓄制度の目的を明確にし、その運営手法についても市場関係者に予見可能な形で、透明性を確保する方法とすることが重要。

その際の備蓄運営コストは、これまでの財政負担額と同程度、あるいは、それを下回るものとする必要。

- なお、棚上備蓄における通常時の売買差損は380億円程度と試算され、これは過去（16～21年度平均）の回転備蓄の実績と比べても、同程度の財政負担額であるが、備蓄運営のための売買管理経費については、さらなる縮減合理化を図ることが必要。
- さらに、万一、供給不足が発生した際には、必要量の備蓄米を主食用販売することにより発生する収益もトータルでみれば、備蓄コスト軽減に資すると思料。

- 通常時と不作時の売買差損（試算）

通常時			
主食用価格での買入れ → 飼料用等販売			
買入数量	買入単価		
20万ト	× 22万円/ト	=	▲ 440億円/年
販売数量	販売単価（飼料）		
20万ト	× 3万円/ト	=	60億円/年
▲ 380億円/年の売買差損が発生 （この他に管理コストも発生）			

不足時の備蓄放出時			
主食用価格での買入れ → 主食用販売			
買入数量	買入単価		
20万ト	× 22万円/ト	=	▲ 440億円/年
販売数量	販売価格（主食）		
20万ト	× 24万円/ト	=	480億円/年
40億円/年の売買差益が発生 （この他に管理コストが発生）			
注：販売価格は、15年産の不作時に放出した時の価格で試算			

2 飼料米の生産・需要状況について

○ 19年産

国内産飼料用米需要量 (= 生産量)	0.2 万トン
MA米飼料用需要量 (19年11月～20年10月)	66.7 万トン
計	66.9 万トン

(需要・供給変動要因)

輸入トウモロコシ（穀物全般）
の高騰によりMA米の飼料用需要
（前年は58万トン）は堅調に推移

○ 20年産

国内産飼料用米需要量 (= 生産量)	0.9 万トン
MA米飼料用需要量 (20年11月～21年10月)	24.6 万トン
計	25.5 万トン

以下の要因により米の飼料用需要
は急激に低下
○ MA米のカビ発生に伴う供給停滞
○ 輸入トウモロコシ価格の低下

○ 21年産

国内産飼料用米需要量 (= 生産量) [実需希望8.5万トン]	2.3 万トン
MA米飼料用需要量 (21年11月～22年10月)	40.0 万トン
計	42.3 万トン

22年度は、本来の米の飼料用需
要を回復すべく供給量を拡大

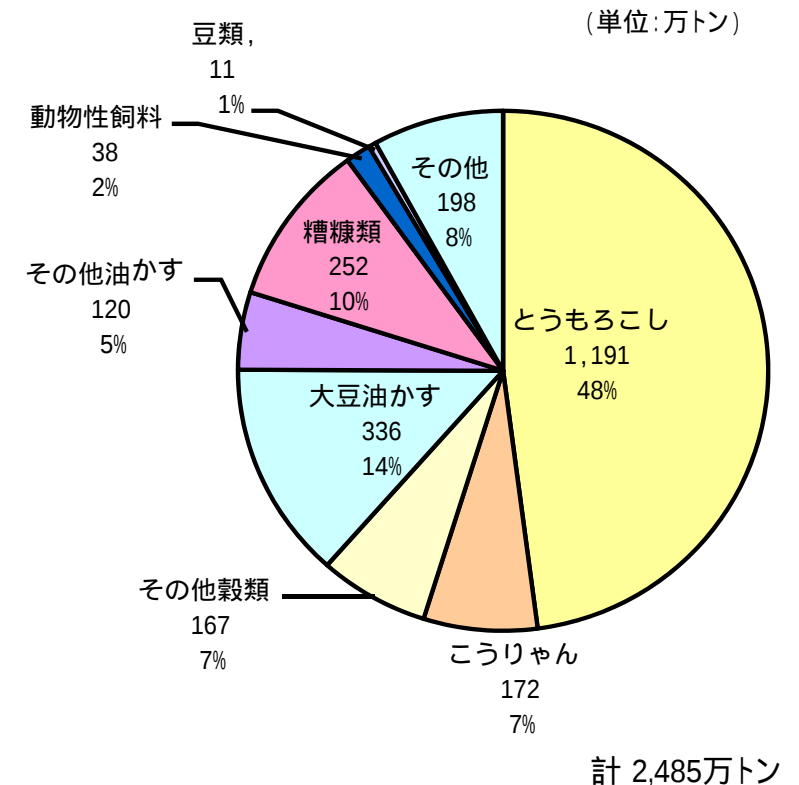
○ モデルケース

国内産飼料用米供給量	15.0 万トン
国産備蓄米飼料用供給量	20.0 万トン
MA米飼料用供給量 (MA米在庫解消時)	30.0 万トン
計	65.0 万トン

(モデルの考え方)
これまでの飼料用途への供給量
を踏まえ、65万トンと仮定した場
合でも、国内産飼料用米供給量は
15万トン程度確保可能。
さらに、飼料穀物の需給環境に
より、この水準以上の供給も可能
と考えられる。

(参考)

配合・混合飼料の原料使用量 (平成21年度)



(飼料用米は「その他穀類」に含まれる。)

3 政府所有米穀(国内産)の産地銘柄一覧(22年6月末)

(単位:千トン)

17年産			18年産			19年産			20年産			21年産		
買入価格:14,110円/60kg			買入価格:14,418円/60kg			買入価格:13,586円/60kg			買入価格:13,496円/60kg			買入価格:12,823円/60kg		
秋 田	あきたこまち	47	秋 田	あきたこまち	58	秋 田	あきたこまち	66	北 海 道	きらら397	22	北 海 道	きらら397	25
新 潟	コシヒカリ	27	新 潟	コシヒカリ	44	新 潟	コシヒカリ	64	秋 田	あきたこまち	16	北 海 道	ななつぼし	15
宮 城	ひとめぼれ	19	山 形	はえぬき	31	山 形	はえぬき	33	山 形	はえぬき	11	青 森	まっしぐら	14
青 森	つがるロマン	12	福 島	コシヒカリ	15	福 島	コシヒカリ	16	新 潟	コシヒカリ	8	山 形	はえぬき	12
山 形	はえぬき	11	宮 城	ひとめぼれ	12	北 海 道	きらら397	14	北 海 道	ななつぼし	5	青 森	つがるロマン	9
岩 手	ひとめぼれ	10	富 山	コシヒカリ	11	宮 城	ひとめぼれ	14	青 森	つがるロマン	5	新 潟	コシヒカリ	9
栃 木	コシヒカリ	7	青 森	つがるロマン	10	岩 手	ひとめぼれ	10	その他		34	秋 田	あきたこまち	9
北 海 道	きらら397	6	栃 木	コシヒカリ	10	富 山	コシヒカリ	10	合 計		101	福 井	コシヒカリ	7
その他		23	岩 手	ひとめぼれ	7	青 森	つがるロマン	9				佐 賀	夢しずく	5
合 計		162	石 川	コシヒカリ	7	栃 木	コシヒカリ	8				群 馬	あさひの夢	5
			長 野	コシヒカリ	6	石 川	コシヒカリ	6				その他		50
			福 島	ひとめぼれ	5	茨 城	コシヒカリ	5				合 計		160
			岩 手	あきたこまち	5	福 井	コシヒカリ	5						
			茨 城	コシヒカリ	5	長 野	コシヒカリ	5						
			福 井	コシヒカリ	5	その他		37						
			千 葉	コシヒカリ	5	合 計		302						
			その他		18									
			合 計		254									

1 「買入価格」は加重平均落札価格であり、包装込み・税抜きの価格である。

2 5千トン未満の産地銘柄は「その他」として整理している。

4 これまでの回転備蓄運営が計画どおり行えなかったことの検証

- 緊急対策による需給調整のための買入れや市場への影響回避のための販売抑制を求められた結果

具体的には

市場での販売を前提としているにも関わらず、販売力を超える量の政府買入れを行ったことや、販売抑制により、古い年産を抱える事となった。

この結果、古い年産の在庫が主食用としての市場評価が得られなくなり、飼料用に売却処理。

不良在庫消化のための飼料用処理にも関わらず、これらに見合う数量の政府買入れを実施。

- 以上のように、政策的緊急対策の実施とそれによる在庫の偏在等の影響の是正のために計画から逸脱した売買や、飼料用売却を行い、結果として「コメを作っていれば最後は政府が面倒を見てくれる」という生産者への誤ったメッセージや、「コメが余ってもいずれは国が何とかしてくれる」との市場の過度の期待といった弊害を招いてきた。
- 主食用米市場の関係者が予見可能で、市場に対し、より透明性を確保した形で備蓄運営上必要な量の買入れや販売を計画的かつ確実に言い得るよう備蓄運営のあり方の見直しが必要。

- 政府在庫（国内産）と作況の推移

年度	期首在庫	買入数量	販売数量等			期末在庫	作況
			主食用	援助用等	飼料用		
13年度	162	41（12年産）	23	4		176	104（12年産）
14年度	176	8（13年産）	20	1	8	155	103（13年産）
15年度	155	14（14年産）	38			（10月末） 131	101（14年産）
			6			（6月末） 163	
16年度	163	1（15年産）	106	▲ 35	33	60	90（15年産）
17年度	60	38（15年産1） （16年産37）	5	1	8	84	98（16年産）
18年度	84	39（17年産）	12	4	31	77	101（17年産）
19年度	77	25（18年産）	25			77	96（18年産）
20年度	77	34（19年産）	12			99	99（19年産）
21年度	99	10（20年産）	20	3		86	102（20年産）
22年度	86	16（21年産）	3	1		98	98（21年産）

注：1）年度は15年度までは前年11月から当年10月まで、16年度以降は前年7月から当年6月までである。

2）16年度の援助用等欄の▲数値はJIAC（国際農業交流・食糧支援基金）からの返還米である。

3）ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

○ 緊急対策の実施状況

			政府米の売買操作による対策の概要
19年産			米緊急対策(H19年10月29日政府決定) 自民党コメ緊急対策(H19年10月26日党決定) ○ 適正備蓄水準100万トンまで積み増すこととし、34万トンを年内に買入れ及び備蓄米の販売を当面抑制 20年春以降、一部の銘柄に不足が生じ、19年産を含めた備蓄米の入札販売を再開。結果的に高値落札となり、市場は反感。 ○ 全農が自らの18年産米の販売残10万トン相当量について飼料処理(政府助成50億円:実質補助率1/2) (最終的には、篩い下米1.5万トンの飼料処理にとどまる。)
	19年6月 末在庫	20年6月 末在庫	
政府米	: 77万トン	99万トン	
民間流通米	: 184万トン	161万トン	
計	: 261万トン	260万トン	
(参考)			
11年産			米の緊急需給安定対策(H11年9月22日 政府・自民党決定) ○ エサ処理 11年産米の生産オーバー分のうち、17万トンについて、主食用以外へ処理することとし、所要の政府助成を実施(政府助成90億円、生産者団体も同額負担) (11米穀年度で7年産政府備蓄米17万トンをエサ処理し、12米穀年度において11年産の政府買入数量を17万トン増加) ○ 政府米の販売凍結 30万トンを販売凍結 ○ 政府買入数量 45万トン
	11年10月 末在庫	12年10月 末在庫	
政府米	: 233万トン	256万トン	
自主米	: 22万トン	23万トン	
計	: 255万トン	279万トン	
12年産			平成12年緊急総合米対策(H12年9月28日 政府・自民党決定) ○ エサ処理 12年産の豊作による生産オーバー分のうち15万トンについて、主食用以外へ処理することとし、所要の政府助成を実施(政府助成80億円、生産者団体も同額負担) (12米穀年度で7年産政府備蓄米15万トンをエサ処理し、13米穀年度において12年産の政府買入数量を15万トン増加) ○ 調整保管 自主流通法人による25万トンの調整保管を実施(50億円) ○ 政府買入数量40万トン
	12年10月 末在庫	13年10月 末在庫	
政府米	: 256万トン	176万トン	
自主米	: 23万トン	37万トン	
計	: 279万トン	213万トン	
13年産			当面の需給安定のための取組(H13年11月22日 政府・自民党決定) ○ エサ処理 13年産の豊作による生産オーバー分について、主食用以外へ処理することとし、所要の政府助成(政府助成42億円、生産者団体も同額負担) (14米穀年度で8年産政府備蓄米8万トンをエサ処理し、13年産の政府買入を8万トン実施) ○ 調整保管 自主流通法人による28万トンの調整保管を実施(26億円) ○ 政府買入数量8万トン
	13年10月 末在庫	14年10月 末在庫	
政府米	: 176万トン	155万トン	
自主米	: 37万トン	46万トン	
計	: 213万トン	201万トン	

5 過剰米対策に関する、これまでの考え方と戸別所得補償モデル対策での考え方の比較

これまでの考え方

過剰作付 への対応

〔需給調整
の推進〕

- ・半強制的な米の需給調整の下で、需給調整参加者に対する転作支援のための助成を行うことによって、需給調整を推進。
- ・需給調整の非達成者・非達成地域に対するペナルティ措置（米関連補助事業の事実上の不採択など）により、需給調整の実効性確保。
- ・米価水準の維持のため、緊急対策として政府買入れや主食用以外への処理等を実施。

非参加者の米価も維持されることから、参加者の不公平感が増大。

豊作過剰 への対応

- ・豊作過剰分を市場から隔離する集荷円滑化対策によって米価下落を防止し、農家の経営安定を図る。

集荷円滑化対策

- ・生産調整実施者の拠出により、豊作地域の豊作過剰分を集荷段階で市場から隔離し、飼料用等の主食用途以外に販売。

集荷円滑化対策については、以下の問題点があり、加入者から常に不公平感が指摘

- ・県ごとの加入率のバラツキが大きい
- ・需給調整非実施者は豊作過剰米を含め、すべて主食用米として売却するのに対し、加入者は豊作過剰分を実質7,000円/60kgで売却
- ・非参加者の米価も維持されることから、参加者の不公平感が増大。

戸別所得補償モデル対策下での考え方

- ・はじめて米の恒常的なコスト割れに着目し、戸別所得補償として、制度的な手当を行う。
- ・米戸別所得補償モデル事業の交付対象を需給調整達成者として、農家の主体的な経営判断による対応を期す。これによりペナルティを廃止。
- ・需給調整非参加者に対しても、転作支援を実施することにより、転作作物の生産拡大を推進。

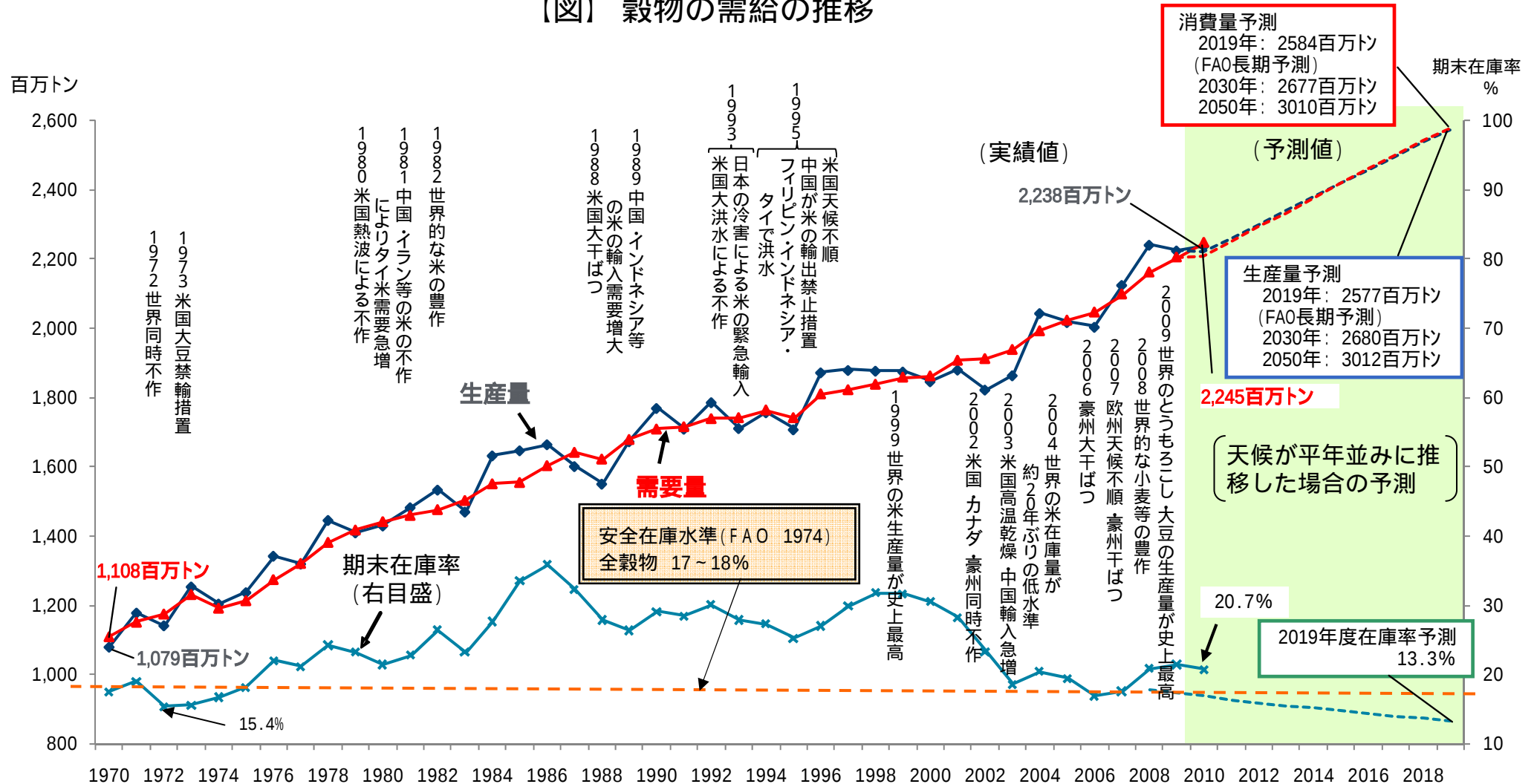
農家の主体的な経営判断による需給調整への参加を誘導。

- ・豊作過剰による米価下落があった場合でも、定額部分に加えて変動部分が措置される米モデル事業により、農家の所得を直接的に補償し、農家の経営安定を図る。
- ・豊作過剰分は純然たる農家の利益になることから、農家の主体的な経営判断により飼料用米などの様々な用途に販売することが可能。

6 世界の穀物の需給について

- 世界の穀物の生産量は、作柄により変動するものの、主に単収の伸びにより増加し、需要量の増加に対応。
- 中長期的には、需要量の増加に生産量が追いつかず、2019年には期末在庫率は13.3%まで低下する見通し。

【図】 穀物の需給の推移



資料: USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」(2010.07)等、農林水産政策研究所「2019年における世界の食料需給見通し」

7 ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)について

- 東アジア地域（ASEAN10カ国、日本、中国、韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。
- 2002年10月のASEAN+3農林大臣会合における決定を受けて、2004年から「東アジア緊急米備蓄（EAERR）パイロット・プロジェクト」として事業開始。
- 2009年11月のASEAN+3農林大臣会合で「恒久的なメカニズムであるASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）に移行させる作業を行い、早期に実現させること」に合意。
- EAERRパイロット・プロジェクトは2010年2月で終了し、現在はAPTERRの準備段階として、本年秋に予定されている協定への署名に向けて関係国間で調整を行っているところ。

